# 介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ小平
# 入所運営規程

第１条（事業の目的）

医療法人徳寿会が開設する介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ小平（以下「事業所」という。）が実施する介護老人保健施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう　にするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

第２条（運営の方針）

事業所は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3　事業所は、介護老人保健施設が地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4　事業所は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「安心」して「安全」に過ごすことができるようサービス提供に努める。

5　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

第３条（事業所の名称及び所在地等）

事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 介護老人保健施設　プラチナ・ヴィラ小平 |
| 開設年月日 | 平成２３年１０月１日 |
| 所　在　地 | 東京都小平市鈴木町一丁目８５番地１ |
| 電 話 番 号 | ０４２－３４９－３５０５ |
| 管 理 者 名 | 施設長　徳田　芳子 |
| 介護保険指定番号 | １３５４３８００１４　号 |

第４条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。（員数は常勤換算数）

(1) 管理者　　1人

管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2) 医師　　1.5人以上　　（管理者兼務）

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

(3) 薬剤師　　0.5人以上

薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

(4) 看護職員　　14.3人以上

看護職員は、医師の指示に基づき、投薬・検温・血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の病状及び心身の状況に応じ施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護及び介護を提供する。

(5) 介護職員　　35.7 人以上

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づき、看護の補助及び介護を提供する。

(6) 支援相談員　　1.5 人以上

支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市区町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

(7) 理学・作業療法士/言語聴覚士　　1.5 人以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに必要なリハビリテーションを提供する。

(8) 管理栄養士　　1 人以上

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(9) 介護支援専門員　　2 人以上

介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

2　前項に定める者の他、必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

第５条（従業者の勤務体制）

職種別勤務体制は、次のとおりとする。（常勤者については４週８休制とする）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 早番： | ７：００ | ～ | １６：００ | 介護職員 |
| 日勤： | ８：３０ | ～ | １７：３０ | 医師/薬剤師/管理栄養士/支援相談員 |
| | | | | 介護職員/看護職員/介護支援専門員 |
| | | | | 理学・作業療法士/言語聴覚士 |
| 遅番： | １１：００ | ～ | ２０：００ | 介護職員 |
| 夜勤： | １６：３０ | ～ | ９：３０ | 介護職員/看護職員 |

第６条（利用定員）

事業所の利用定員は、１５０人とする。ただし、認知症専門棟４０人を含むものとする。

第７条（事業の内容）

事業所のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

第８条（利用料その他の費用の額）

利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1)　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2)　利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別紙利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

(3)　「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から第３段階まで）の利用者の自己負担額については、市町から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

第９条（衛生管理）

利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3　栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

4　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

第10条（事業所の利用に当たっての留意事項）

事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取することとする。
・面会は、10:00～11:30、14:00～16:30までとする。
・消灯は、21:00とする。
・外出・外泊は、事前に届け出を提出し、医師の許可を必要とする。
・飲酒は禁止する。また、事業所内全館禁煙とする。
・設備・備品の利用は、定められた場所で注意をもって正しく使用する。
・所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する。
・金銭・貴重品の管理は、やむを得ない場合を除き、本人・家族管理とする。
・外泊時等の事業所外での受診は、緊急時・歯科を除き不可とする。
・ペット類の持ち込みは、禁止する。
・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
・他利用者への迷惑行為は禁止する。

第11条（従業者の服務規律）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとし、服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第12条（従業者の質の確保）

従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第13条（従業者の勤務条件）

従業者の就業に関する事項は、医療法人徳寿会の就業規則による。

第14条（従業者の健康管理）

従業者は、事業所が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年２回の健康診断を受診しなければならない。

第15条（非常災害対策）

消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1)　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
(2)　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
(3)　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
(4)　防火管理者は、事業所従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年２回以上（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）
②　利用者を含めた総合避難訓練……年１回以上
③　非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第16条(虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)　その他虐待防止のために必要な措置

2　事業所は、サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

第17条（褥瘡対策等）

事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第18条（身体拘束その他の行動制限）

事業所はサービス提供にあたり、原則として利用者に対し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではないものとする。

2　前項ただし書きの規定に基づき、緊急やむを得ない場合に身体拘束等の行為を行った場合には、事業所の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を診療録等に記載することとする。

第19条（緊急時の対応）

事業所は、利用者が医師の医学的判断により診療が必要と認められる場合、後記の協力医療機関又は協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼することがある。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 医療機関 | 病院名 | 公立昭和病院 | | |
| | 住　所 | 東京都小平市花小金井八丁目1番地１ | | |
| | 診療科 | 内科・外科・脳外科・整形外科・泌尿器科・放射線科 | 入院設備 | あり |
| 歯　科 | 病院名 | 社会福祉法人ハートフル記念会<br>ブライトデンタルクリニック多摩 | | |
| | 住　所 | 川崎市多摩区登戸３３５１－６ | | |
| | 病院名 | 口腔リハビリテーション　多摩クリニック | | |
| | 住　所 | 東京都小金井市東町四丁目４４番地１９ | | |

2　利用者の健康状態が急変した場合等には、利用者の指定する緊急時連絡先に連絡する。

第20条（事故発生時の対応及び損害賠償）

事業所は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には利用者の指定する緊急時連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

2　事業所は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害について、事業所の故意又は過失によらないときはこの限りではないものとする。

3　利用者の故意又は本契約における注意義務、もしくは事業所職員の正当な業務上の指示に違反して事業所の職員又は他の利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、利用者及び契約者・保証人はその損害の賠償責任を負う場合がある。

4　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

5　前４項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第21条（秘密保持及び個人情報保護）

事業所とその職員は、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する機密情報及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体の危機がある場合等、正当な理由がある場合を除き契約中及び契約終了後であっても第三者に漏らしません。

2　事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の機密情報及び個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3　事業所は、書面により利用者又はその家族の同意を得た場合は市区町村、居宅介護支援事業者との連絡調整等、その同意の範囲において個人情報を用いることができるものとする。

第22条（苦情処理）

事業所は、介護保健施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、介護保健施設サービスの提供に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した介護保険施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第23条（その他運営に関する重要事項）

運営規程の概要、事業所従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示します。

2　介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人徳寿会の理事会において定めるものとする。

3　事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この運営規程は、平成２３年１０月1日より施行する。

平成２５年１月１日　改定

平成２９年４月１日　改定

平成２９年７月１日　改定

平成３０年７月１日　改定

平成３０年１２月１日　改定

２０２１年１０月１日　改正

２０２５年１月１日　改正

２０２６年4月１日　改正

２０２６年８月１日　改正